

## 平成25年度に係る行政監査の結果に対する措置状況

### 第1 監査の結果の報告

平成25年度に係る監査の結果については、平成26年10月7日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成26年10月7日付け北海道公報第2622号で公表）した。

### 第2 監査テーマ

「道の第二種普通財産（土地）の管理等について（行政財産の用途廃止事務を含む）」

### 第3 監査対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、出納局、企業局、選挙管理委員会事務局、教育庁及び警察本部

### 第4 監査の結果に基づき講じた措置

| 是正又は改善を要する事項  | 左に対する措置   |
|---|---|
| <p><b>【着眼点1】土地の現状は、適切に把握されているか</b><br/>           (1) 長年にわたり、道との貸付契約等がなく使用されているもの</p> <p>〔対象部局：建設部<br/>           財産口座名：琴似発寒川ほか〕</p> <p>・本財産は、河川工事終了後、用途廃止され、昭和49年から平成3年までの間に国から譲与を受けたものであるが、譲与を受ける前からA市により市道や公園が整備され、市民に提供されている。</p> <p>地方公共団体が河川敷地を公園や道路など公用又は公共用に使用する場合は、道の河川法施行条例の規定により、その土地の使用料は免除されるが、当該土地について河川として管理する必要がなくなり、廃川敷地として国から譲与を受けて、道の第二種普通財産となった場合は、前記条例の規定が適用されないため使用料は免除されなくなり、原則、売却又は有償貸付となる。</p> <p>しかし、本財産については、A市と道は売却等の協議は行っているものの、A市の予算措置の問題などがあり、協議が整っていないことから、現在まで長年にわたり貸付契約等がなく使用されている。なお、本財産は、面積85,766㎡、台帳価格2,302,571千円であり、これをもとに、仮に年額の貸付料を台帳価格に年率3%を乗じて試算すると、69,077千円と算定される。</p> <p>第二種普通財産である廃川敷地等のうち、このように貸付契約等がなく使用されているものが多数あることから、速やかに売却や有償貸付等に向けて検討を行う必要がある。</p> <p>・屋根が越境しているもの</p> <p>〔対象部局：保健福祉部<br/>           財産口座名：旧札幌肢体不自由児総合療育センター〕</p> <p>・隣地住民の東屋が越境しているもの</p> <p>〔対象部局：総務部<br/>           財産口座名：旧石狩支庁界川公宅敷地〕</p> <p>・隣地店舗の建築物が越境しているもの</p> <p>〔対象部局：総務部<br/>           財産口座名：旧避病院敷地〕</p> | <p>○建設管理部が管理する第二種普通財産としての廃川敷地等の処分については、「第二種普通財産管理及び処分事務取扱要領」に基づき売却することを基本に処分を進めてきたところですが、早期の売却契約の締結が困難な場合には、貸付契約ができる取扱いを定めました。</p> <p>また、契約等がなく、市町村が公園や道路等の公共施設として利用している土地については、市町村の予算措置までの間、「財産の交換、贈与、無償貸付に関する条例」に基づく無償貸付契約を締結することにより、未契約状態を解消しました。</p> <p>特に指摘のあった琴似発寒川ほかの85,766㎡のうち、市への売却処分を予定しているものについては、市の予算措置までの間として、平成27年4月から5か年を上限とする無償貸付契約を締結したところであり、今後は、貸付期間内の売却について事業計画書の提出を求めてまいります。</p> <p>道と貸付契約等がなく使用されているその他の廃川・廃道敷地については、使用者と売却、貸付けについて協議を進めているところです。</p> <p>なお、建設部では定期的に各建設管理部の改善状況について報告を求め、第二種普通財産の適正な管理・処分に努めるよう助言、指導を行うこととしています。</p> <p>○越境物件所有者に対し、当該越境部分の撤去について通知し、有償貸付契約を締結の後、屋根の撤去により越境は解消しました。</p> <p>○現地の再確認を行うとともに、これまでの折衝経過等の再整理を行いました。引き続き、土地の売却や越境解消に向けた協議を進めます。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣地住民の塀が越境しているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部局：総務部</li> <li>財産口座名：南20西11公宅</li> </ul> </li> </ul>   |  |
| <p>(2) 公有財産台帳の記載事項が誤っているものなど</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部局：総務部</li> <li>財産口座名：旧教育庁北33条公宅ほか</li> </ul> <p>公有財産台帳は、道の土地や建物などの財産について、個別的把握を行うための基礎となる帳簿であって、その財産の取得、管理運用、維持保全及び処分について記録されるものであることから、正確な記載を行う必要がある。</p> <p>公有財産台帳を確認したところ、電算入力への誤りなどにより公有財産台帳の数量とその明細書の数量が異なるものや、公簿面積や実測面積の記入や修正が行われていない事例が多数確認されたことから、15部局は速やかに記載事項の誤りなどを是正し、また、総務部は、道の各部局に対して公有財産台帳の記録事項について、正確な記載となるよう指導する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一財産が二重計上されているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部局：オホーツク総合振興局</li> <li>財産口座名：道立オホーツク公園</li> </ul> </li> <li>・公有財産台帳（1表）と地番別明細書（2表）の面積が不符号なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部局：オホーツク総合振興局</li> <li>財産口座名：新女満別空港</li> <li>対象部局：オホーツク総合振興局</li> <li>財産口座名：オホーツク流氷公園</li> <li>対象部局：檜山振興局</li> <li>財産口座名：北檜山合同庁舎</li> <li>対象部局：上川高等学校</li> <li>財産口座名：上川高等学校校舎</li> <li>対象部局：美瑛高等学校</li> <li>財産口座名：美瑛高等学校錦町公宅A</li> </ul> </li> <li>・公有財産台帳（1表）の数量と図面の面積が不符号なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部局：総務部</li> <li>財産口座名：旧教育庁北33条公宅</li> <li>対象部局：水産林務部</li> <li>財産口座名：網走さけ・ます増殖施設</li> <li>対象部局：オホーツク総合振興局</li> <li>財産口座名：雄武林務署庁舎</li> <li>対象部局：空知総合振興局</li> <li>財産口座名：廃川、廃道用地、石狩湾公共下水道他</li> <li>対象部局：上川総合振興局</li> <li>財産口座名：愛別ダム事業予定地</li> </ul> </li> </ul> | <p>○公有財産管理者に対し、財産記録事務の適切な処理を行うよう、「公有財産台帳の正確な記帳及び整理を求める通知（平成26年10月24日付け総務第1944号総務部長通知）」を行うとともに、具体の事務処理の指導、各種研修会などの機会を利用しての注意喚起、指導などについて定めた「平成26年度に係る公有財産台帳等の入力通知（平成26年10月31日付け局財第1225号出納局長通知）」を発出しました。</p> <p>また、効率的な事務の執行を図るための環境を整備するなど、平成27年度の組織機構改正において、財産制度を所管する総務部総務課と財産の記録や売却を所管する出納局集中業務室財産管理課を総務部に統合・一元化しました。</p> <p>○公有財産台帳等の作成や記載事項の誤りなどは、正確な数値に修正しました。</p> <p>今後、公有財産台帳の作成等に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・公簿面積と付属図面の面積が不符号なもの<br/>       (対象部局：オホーツク総合振興局<br/>       財産口座名：東部森林室庁舎)</li> <li>・公有財産台帳（1表）の数量と図面の面積が不符号なもの<br/>       (対象部局：檜山北高等学校<br/>       財産口座名：檜山北高等学校校舎)</li> <li>・価格改定が行われていなかったもの<br/>       (対象部局：土別翔雲高等学校<br/>       財産口座名：土別翔雲高等学校 曙公宅)</li> <li>・図面が登記簿上と現状に大幅な相違があるもの<br/>       (対象部局：渡島総合振興局<br/>       財産口座名：松前町原口診療所 職員公宅)</li> <li>・誤って作成した公有財産台帳の抹消を行っていないもの<br/>       (対象部局：釧路総合振興局<br/>       財産口座名：釧路管理区)</li> <li>・譲与した財産の登録を行っていないもの<br/>       (対象部局：保健福祉部<br/>       財産口座名：旧優健学園)</li> <br/> <li>       (対象部局：教育庁<br/>       財産口座名：旧由仁商業高等学校南公宅)</li> <li>・図面の所在が不明なもの<br/>       (対象部局：根室振興局<br/>       財産口座名：庁舎他)</li> </ul> | <p>○法務局より登記している土地の図面の写しを取得し、土地の図面として保管しました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p>  |
| <p><b>【着眼点2】未利用地の処分は、計画的、効率的に行われているか</b></p> <p>(1) 売却に向けた情報発信が十分でないもの<br/>       (対象部局：総務部<br/>       財産口座名：旧酪農検定検査事務所帯広支所)</p> <p>・本財産の立地状況等を調査したところ、当該土地は、周辺に学校、病院、商業施設があり、JR帯広駅まで1.5km程度と利便性が高く、売却可能な物件であることが確認された。しかし、本財産は、道のホームページの「未利用・低利用地リスト」に掲載されているが、その内容は所在地・総合振興局等名、所在地番、面積及び建物の有無にとどまっているほか、現地を確認したところ、当該土地が道の財産であり売却を予定している物件であることがわかる標示等もなかったことから、総務部の売却に向けた情報発信は十分に行われているとは認められない。</p> <p>総務部は、未利用地の民間への処分について、積極的な情報発信の仕方を検討するとともに、売却物件の立地状況等について、地域の宅地建物取引業者から情報収集するなどして、積極的な処分を検討する必要がある。</p>  | <p>○遊休資産について、公有財産管理者に対して、「未利用地・低利用地の調査について」により、漏れなく報告するよう徹底しました。</p> <p>また、「未利用地・低利用地リスト」の項目に附帯する建物の構造、面積などの情報を追加し、ホームページの充実を図りました。</p> <p>また、市場性の高い物件の現地における売却予定物件の標示、不動産関係業者への個別訪問や入札公示時における購入希望者への物件資料等の送付などによるPR活動を行い、積極的な情報提供に努めました。</p> <p>なお、旧酪農検定検査事務所帯広支所の土地（建物を含む）については、平成27年3月に一般競争入札に付し、売却しました。</p> |
| <p>(2) 都市部にありながら様々な問題があり処分が進展していないが安全上や防犯上の面から建物の解体を含めた検討が必要なもの</p>  |   |

|   |   |
|---|---|
| <p>〔対象部局：総務部<br/>財産口座名：旧自治政策研修センター〕</p> <p>・本財産は、未利用地として民間への処分方針が決定しているものの、市街化調整区域となっており、利用範囲が限られるなどの課題がある。このため、関係機関に対して、市街化区域への編入協議等を行ってきているが、当該市における人口減少などによりその実現が困難な状況にある。</p> <p>一方で、建物の老朽化が進んでいることから、このままの状態管理し続けることは、安全上や防犯上の面から適切ではない。</p> <p>総務部は、こうした状況を踏まえ、当該財産について、建物の解体などを含めた当面の対応方針を検討する必要がある</p>  | <p>○現在の老朽度合いや関係法令上の規制などについて調査した結果、費用対効果の面で売却は困難な状況にあります。</p> <p>今後は、施設の使用の適否を見極めた上で、使用できる部分については、その活用方法を検討するなど、財政状況も踏まえた今後の施設のあり方を検討してまいります。</p>  |
| <p>(3) 多様な売却方法の取組が行われなくなったもの<br/>(対象部局：総務部)</p> <p>・平成18年に定められた遊休資産売却促進方針により、多様な入札方式などを導入して効果的な資産売却に取り組むこととされ、方針が策定された直後においてはインターネット入札や入札不調物件について宅地建物取引業者を通じた売却を行っていたが、平成21年度以降は、適当な物件がなかったなどとして、これらの取組が十分に行われていなかった。</p> <p>総務部は、社会経済環境に左右されやすい不動産の取引動向なども見ながら、資産の売却に向けて、様々な効果的な手段を用いながら、継続的に取り組む必要がある。</p>  | <p>○未利用地の売却に当たっては、物件の引き合い状況をはじめ購入希望者による購入時期などの要望に可能な限り応じることで、当該物件の売却促進に努めるとともに、多数の売却事務を円滑に進める必要から一般競争入札による売却を行っているところであります。</p> <p>今後は、物件の特徴や入札方法の特徴、物件の優先順位などを勘案するなどし、一層効果的な資産の売却に資するよう努めてまいります。</p> <p>また、効率的な事務の執行を図るための環境を整備するなど、平成27年度の組織機構改正において、財産制度を所管する総務部総務課と財産の記録や売却を所管する出納局集中業務室財産管理課を総務部に統合・一元化しました。</p> |
| <p>(4) 交渉記録等を確実に整備する必要があるもの<br/>〔対象部局：空知総合振興局<br/>財産口座名：琴似発寒川ほか〕</p> <p>・第二種普通財産である廃道、廃川敷地について、個別の財産ごとに売却等の処理方針が定められているものの、平成元年以前のものについては、個別の財産ごとの交渉記録や処理経過等の記録がないものが多数あることから、売却等の取組などが把握できるよう、確実に整備する必要がある</p>   | <p>○関係者との協議記録や処理経過が判る協議記録簿、復命書の写し等を口座番号ごとの普通財産台帳に添付し、一括保管整理を行いました。</p>  |
| <p>【着眼点3】土地の貸付けにおいて、貸付料の設定や貸付手続は、適切に行われているか</p> <p>(1) 収益事業を行っている団体の経営状況等を十分に把握しないで無償貸付を継続しているもの<br/>〔対象部局：保健福祉部<br/>財産口座名：北海道難病センター〕</p> <p>・道は、昭和56年に難病患者福祉向上を目的として道有地に北海道難病センター（以下「センター」という。）を建設し、翌57年、難病対策を推進するため、一般財団法人B（平成25年度以前は財団法人B）の設立を支援し、以来、Bに対して、土地、建物及び工作物を無償で貸し付けるとともに、団体の経営に対する補助金、センターの運営に係る補助金や相談事業に対する委託料を交付して指導、助言を行っている。普通財産の貸付について、地方自治法の規定により原則、時価による有償貸付となっているが、地方公共団体や</p> | <p>○適切な受益者負担を踏まえた利用料の見直しの検討を指示したところ、団体では平成27年4月から料金を増額改定しました。</p> <p>今後は、これらの利用料改定に伴う収入増等も踏まえた団体の経営状況を把握するなどし、本財産の無償貸付けのあり方について、引き続き検討してまいります。</p>  |

公益法人等が公共用や公益事業などの用途に用いる場合は、道は、条例により無償又は時価より低い対価で貸し付けることができるとされている。このことから、道は、Bが公益法人であり難病の原因の早期発見、予防法・治療法の早期確立などの公益事業に利用すること、また、団体の経営が厳しいことなどを理由として、当該土地及び建物を貸し付けた場合に生じる貸付料年額56,370,274円相当を無償として貸付の契約をしている。

この契約については、3年ごとに見直し、契約を更新しているが、Bの収入は、宿泊室や会議室の利用料、福祉機器の販売やレンタルなどの収益事業による自主財源があるものの、大部分を道など地方自治体等からの補助金等に依存し、その経営状況は厳しいという理由により現在も無償貸付を継続している。

Bは、本財産を活用して宿泊室や会議室の運営を行い、その利用者から利用料を徴し、道からの補助金と合わせてセンター運営に係る財源としているが、利用料については、これまでも検討は行っているものの、平成元年から現在までの長期間にわたり、消費税等が2度改正されるなど公的経費や光熱経費が増加する中、料金改定を行っていない。

これらのことから、道は団体に対して、適切な受益者負担を踏まえた利用料の改定など必要な見直しについて助言、指導を行いながら団体の経営状況などを十分に把握して、本財産の無償貸付のあり方について、検討する必要がある

(2) 公益法人から一般財団法人又は一般社団法人に移行した場合に必要な手続きを行っていないかったもの

対象部局：保健福祉部  
財産口座名：北海道難病センター

・条例の規定により公益法人であることを理由に、道が所有する土地・建物の無償貸付を受けていた社団法人や財団法人については、平成20年12月に施行された、いわゆる公益法人制度改革3法により一般財団法人や一般社団法人となった場合、道は、無償貸付を継続する場合は、「公益性について確認する」事務手続きが必要となる。

道から土地等の無償貸付を受けていたBは、平成26年に財団法人から一般財団法人に移行したため、無償貸付を継続する場合、道は、Bの公益性について確認することが必要であるが、これを行っていないかった。また、Bは、借り受けた建物の一部について、B以外の3団体に道の承認を得て無償で貸し付けているが、そのうち1団体は、平成26年4月から社団法人から一般社団法人に移行しており、前記と同様に、道はこの団体の公益性について確認することが必要であるが、これを行っていないかった。

○指摘を踏まえ、土地及び建物等の貸付の相手方である団体の事業内容を精査し、公益性について確認しました。

また、転貸の相手方である団体についても、実施している事業が「公益目的事業」に該当するものであることを確認しており、「財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例」第5条により無償貸与としました。

(3) 貸付料の算出方法が誤っているもの

ア 対象部局：保健福祉部  
財産口座名：社会福祉養護施設用地

・第二種普通財産の貸付において、貸付料算定に当たり、第二種普通財産貸付料算定基準より100分の5の営利用料率を用いるべきところ、100分の3の非営利用料率を用いたため、年間の貸付料が1件、56,524円過少となっているものがあつた。

○貸付料について、平成26年11月から変更契約を締結し、差額については同月中に収納しました。

今後、類似契約の締結にあたっては、算定基準の確認を十分にを行います。

|  |  |
|--|--|
| <p>イ ( 対象部局：渡島総合振興局<br/> 財産口座名：旧渡島保健福祉事務所保健福祉部<br/> 1号公宅)<br/> ・第二種普通財産の貸付において、路線価方式による価額算定に当たり、本来必要としない奥行価格補正と奥行長大補正を行ったため、年間の貸付料が1件、10,389円が過少となっているものがあつた。</p>  | <p>○平成26年度の当該第二種普通財産の貸付においては、路線価方式における価額算定に当たり、奥行価格補正及び奥行長大補正を行わず貸付料を算定し、契約しました。</p>   |
| <p><b>【着眼点4】行政財産及び第一種普通財産のうち、用途を喪失し、第二種普通財産として有効活用できるものはないか</b><br/> (1) 施設の設置目的等を踏まえパークゴルフ場として所有する土地の有効活用の検討が必要なもの<br/> ( 対象部局：経済部<br/> 財産口座名：北見高等技術専門学院<br/> ・本財産のうちパークゴルフ場は、学生の体育施設の一つとして整備されているが、学生の体育授業は、このほか、野球グラウンド、ソフトボール場、体育館の中から学生自ら自由に選択することができることされており、また、他の高等技術専門学院には、パークゴルフ場はないことから、仮にパークゴルフ場が廃止されたとしても、学生の体育授業に大きな支障は生じないものと考えられる。<br/> このことから、13,600㎡の広大なパークゴルフ場を草刈りなどの維持管理費をかけてまで整備し利用することは、職業訓練を受ける機会の確保などの高等技術専門学院の設置目的や行政財産の有効活用の面から見て、適切とは認められない。<br/> 一方で、本財産の近隣地における不動産の動向について調査したところ、ドラッグストアなどの店舗用地として需要が見込まれることが確認された。<br/> 経済部は、本財産のパークゴルフ場として活用している土地について、売却や定期借地権を利用した有償貸付等も視野に入れた有効活用について、学院の設置目的や利用効率などを踏まえ、検討する必要がある。</p> | <p>○パークゴルフ場として整備している土地の有効活用を図るため、未利用地・低利用地登録の手続きを進め、道のホームページにおいて情報を公開しています。</p>  |
| <p>(2) 公宅敷地で7割利用されていない部分の有効活用の検討が必要なもの<br/> ( 対象部局：胆振教育局<br/> 財産口座名：白鳥台職員公宅B<br/> ・本財産は、昭和58年に職員公宅用地として取得し、翌年1棟4戸の公宅が建設されたものであるが、公宅に使用している敷地は全体面積2,250.65㎡のうち約3割であり、残り7割に当たる約1,550㎡(約470坪)は、取得時から利用されていないにもかかわらず、当該土地の形状から通路が確保できないため未利用地部分の売却はできないものと判断して、未利用地・低利用地の報告は行われていなかった。<br/> しかし、実際には、未利用地部分への通路確保は可能であり、当該土地の形状等を踏まえたとしても、周辺は、住宅地となっているため、十分に需要の可能性もあることから、胆振教育局は未利用部分の敷地について、分筆による処分を検討する必要がある。</p>   | <p>○当該土地は、平成26年8月、総務部長に対し未利用地、低利用地として報告しました。<br/> なお、今後の処分に当たっては、総務部長が定める「平成27年度未利用地・低利用地処理方針」に沿って、道内部での利用が見込めない場合は、国、市町村等の公的機関や民間への売却等の処分を進めます。</p> |
| <p>(3) 都市部にあり処分価値が見込まれる土地において、処分への取組が長期間進展していないもの<br/> ( 対象部局：総務部・農政部<br/> 財産口座名：北海道庁西18丁目別館<br/> ・本財産は、総務部が平成18年度に民間への処分方針を決定して以来、逐次入居団体等の移転を行ってき</p>   | <p>○農政部において、18丁目別館からの移転等に係る経費を平成27年度道議会第4回定例会にて予算措置</p>  |

たが、現在、唯一入居している農政部競馬事業室は、所管する北海道競馬の厳しい経営状況などの課題から移転が困難となっており、本財産の処分については、平成22年度以降は進展していない状況にある。

農政部は、本財産に設置している競馬開催に係る設備について事務室の移転時に更新することを計画し、既に更新時期を迎えているものの、具体的な移転時期や更新費用及び移転費用等の捻出方法について、十分な検討は行っていない。

一方、「遊休資産売却促進方針」では、総務部は、関係部との連携により空き庁舎（敷地を含む）売却による収入増を図るなど全庁横断的な有効活用を進めていくこととされている。

総務部は、農政部に対して、資産の処分による有効活用はもとより、施設の老朽化や耐震性の問題などから早急の移転を要望しているものの、土地の処分に向けた継続的な地価の動向や周辺の開発などの情報収集を十分に行っておらず、また、農政部との課題の解決に向けた移転に係る時期や費用の捻出方法等の協議も十分に行っていない。

なお、本財産の台帳価格は、平成23年度現在、1㎡当たり約8万円となっているが、近隣地における不動産の取引動向について調査したところ、平成26年7月に札幌市中央区北4条西18丁目に所在する国有財産の建物付土地が1㎡当たり約20万円で一般競争入札により契約された取引事例（本財産の面積に乗じて換算すると約10億円）や、交通機関の利便性等の条件は異なるものの同中央区内では1㎡当たり約65万円で契約された国有地もあるなど、近隣の不動産物件については、マンション用地等として民間の宅地造成業者（デベロッパー）の需要が拡大傾向にあることが確認された。

総務部及び農政部は、北海道競馬の安定的経営や事業実施に不可欠な映像設備の更新の必要性に配慮しながら移転にかかる費用負担を含めた売却促進に向けての協議を早急に行い、本財産の売却が道にとって最大の効果を上げられるよう、速やかに適切な調査を実施し、連携を密にして売却に向けた取組を積極的に行う必要がある。

し、平成28年度の移転に向けて準備を進めております。

今後、総務部において、ホッカイドウ競馬映像センター移転後の西18丁目別館の活用について年度内を目途に検討を進めて参ります。

(4) 教職員公宅に対する入居停止の取扱いが明確でないため不経済な支出となっているもの

対象部局：教育庁

財産口座名：砂川高等学校文殊公宅

・教職員公宅など、道が所有する固定資産で職員など道以外の者が相当期間継続して使用する場合、道は当該固定資産の所在市町村に対し、交付金を交付することとされている。

本財産は、旧歌志内高等学校の教職員公宅であり、歌志内高等学校と砂川高等学校の統廃合により平成19年3月末に歌志内高等学校が閉校となったことから、本財産は砂川高等学校の教職員公宅として引き継がれたが、それ以来入居者がいない状態となっていた。

しかし、公宅の入居停止の取扱いが明確に定められていなかったため、入居停止の手続きを行わず、7年以上も入居者がいないにもかかわらず当該交付金を交付していた。

当該交付金は、公宅に一定期間入居者がいない場合、入居停止の手続きをすることによって、交付の対象から除外することが可能であることから、教育庁は教職

○関係課長、各教育局長、各所管機関の長に対し、平成27年8月に「公宅の集約化等の推進について（通知）」により、集約化により入居が見込めなくなった公宅、職員数を超える数の管理公宅、長期間入居者がいない公宅について、入居停止を検討し、不必要な交付金の支出を避けるよう、公宅の集約化の推進と併せて通知しました。

|   |   |
|---|---|
| <p>員公宅に対する入居停止の取扱いを明確にする必要がある。</p>  |   |
| <p>(5) 都市部にある職員駐車場の適切な必要規模を踏まえ、有効活用の検討が必要なもの</p> <p>〔対象部局：十勝総合振興局<br/>財産口座名：十勝総合振興局職員駐車場〕</p> <p>・本財産は、十勝総合振興局庁舎から徒歩で5分程に位置し、これまで、職員駐車場を用途としながらも、事実上使用していない状況にあるが、道路を挟んで向かい側にある現在使用中の同局職員駐車場の処分計画により、その代替地として実質的な利用を計画している。また、今日の児童虐待などの諸問題を踏まえると隣接した同局児童相談室による有効活用も想定される。</p> <p>一方、同局庁舎敷地内にも職員駐車場があり、また、未利用のテニスコート跡地もあることから、これらを活用することにより、本財産は、すでに処分を計画している駐車場と併せて処分できる可能性があることが確認された。</p> <p>十勝総合振興局は、今後における事業利用の可能性や職員駐車場の適切な必要規模などを関係部署に調査するなどして、本財産の最適な有効活用について、検討する必要がある</p> | <p>○職員駐車場を用途としている本財産の有効活用を検討するにあたり、職員の駐車場利用について調査したところ、利用台数は総合振興局に隣接する現在使用中の駐車場で、対応できる台数に止まっていることから、来客者及び職員のための駐車場は、今後の変動を考慮しても、自動車通勤の適切な管理や既存未利用地（テニスコート）の活用により現駐車場に対応可能と判断したところ。</p> <p>一方、本財産の事業利用の可能性について調査したところ、警察署の建て替えに伴う代替公用車駐車場としての利用や、隣接する児童相談所における入所児童のグラウンドとしての利用意向がありました。</p> <p>このことから、今後、これらの土地利用の適否を個別に判断し、本財産の有効活用に努めてまいります。</p> |
| <p>(6) 公有財産の登録処理が適切に行われていないもの</p> <p>・河川工事が完成した治水上支障が生じない土地及び道路としての機能を失い道路区域から除外された土地で、国から道が譲与を受けた廃川・廃道敷地は、第二種普通財産として公有財産台帳に登録しなければならないが、これを行っていなかった。</p> <p>〔対象部局：釧路総合振興局<br/>財産口座名：旧道道釧路鶴居弟子屈線道路敷地)<br/>財産口座名：旧道道釧路環状線道路敷地〕</p> <p>〔対象部局：後志総合振興局<br/>財産口座名：旧二級河川登川河川敷地〕</p> <p>〔対象部局：オホーツク総合振興局<br/>財産口座名：旧一級河川生田原河川敷地〕</p> <p>〔対象部局：胆振総合振興局<br/>財産口座名：旧貫気別川河川敷〕</p>  | <p>○第二種普通財産として公有財産台帳への登録を行いました。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めてまいります。</p>   |